

学生の皆さん  
教職員 各位

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

2020年3月2日  
(最終更新日: 2020年6月5日)  
新型コロナウイルス感染症対策本部長  
奈良女子大学長 今岡 春樹

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への本学の対応について、国内外における感染地域の拡大に伴う本学関係者への感染リスクの増大を受け、2月28日付けで「奈良女子大学新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全学体制で本事案に対処することとなりました。

令和2年6月5日付けで内容を更新し、最新の状況に基づき、これまでお示しした点も含め本学における対応を改めて取りまとめましたので、学生及び教職員については、令和2年6月8日からこの内容に従って引き続き適切な対応をお願いします。

なお、この内容については今後の状況の変化により変更する場合がありますので、各自、必ず定期的に確認するようお願いします。

### 2020年6月5日付更新による掲載内容の変更点

- 1) 「VI. 学生の入構について」に定める入構禁止措置を緩和し、入構方法について記載しました。
- 2) 「X. その他」に定める学外者の入構禁止措置を緩和するとともに、会議等の開催に関する要件について改めました。

### 目次

- I. 感染予防対策等について
- II. 海外から渡日・帰国する本学学生及び教職員に関する取扱いについて
- III. 海外渡航（私事渡航を含む）について
- IV. 海外からの研究者等の受入について
- V. 国内旅行及び出張について
- VI. 学生の入構について
- VII. 課外活動について
- VIII. イベント等開催に関する取扱いについて
- IX. 教職員の就業等について
- X. その他

## <奈良女子大学における対応>

### I. 感染予防対策等について

新型コロナウイルス感染症は、発熱やのどの痛み、咳が長引く（1週間前後）ほか、強いだるさ（倦怠感）を伴うことが多く、通常の風邪やインフルエンザが3日程度で軽快化していくのとは対照的に、重症化していく傾向があることが特長です。また、一般的には飛沫感染と接触感染により感染しますので、日頃から以下の点に注意して感染予防を心がけてください。

#### 1. 日常生活での注意事項について

- ①毎朝検温し、記録を残す。
- ②こまめに石鹼で手洗いし、アルコール消毒をする。
- ③マスクを着用する等、咳エチケットを心がける。
- ④「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける。

##### 〈具体的な予防方法〉

- 1) 密閉空間：窓やドアを開け、定期的に換気を行う。エレベーター等では会話を慎む。
- 2) 密集場所：他の人と十分な距離を取り、多人数で密集しないように注意する。
- 3) 密接場面：密接した会話や発生を避け、他の人と十分な距離を保つ。マスクを着用する。
- ⑤不要不急の外出を控える。
- ⑥長時間の公共交通機関の利用を避ける。

#### 2. 登校・出勤の基準について

毎朝検温し、発熱等の比較的軽い風邪の症状（咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢等）がある場合は、登校・出勤を控えるとともに、以下のとおり対応してください。

- ①症状がおさまるまでは、毎日体温を検温し、症状とともに記録してください。
  - ②症状の消失後、3日間の健康観察を行ったうえで、4日目から登校・出勤をしてください。
- ※症状が4日以上続く場合は、必ず「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談してください。  
(次項「4. 発症が疑われる場合の連絡先について ③」へ。)

#### 3. 発症が疑われる場合の連絡先について

次の症状がみられる場合は、すぐに最寄りの帰国者・接触者相談センターに連絡してください。診断及び疑いと判断された場合は、まずは担当部局に連絡を入れ、保健所・医療機関からの指示があった場合には、健康管理センターにも連絡してください。

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合  
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

◇奈良県庁 帰国者・接触者相談センター 0742-27-1132

◇奈良女子大学 保健管理センター 0742-20-3782

#### 4. 感染者及び濃厚接触者と診断された場合の取扱いについて

- ①教職員について、保健所等において新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者と診断された場合は、教員は各部局長に、事務職員等は各課・室長に速やかに連絡してください。  
なおこの場合、当該の教職員については職務専念義務免除となります。
- ②学生について、保健所等において新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者と診断された場合は、速やかに担当教員もしくは学務課各担当係にメール（gakumuka@cc.nara-wu.ac.jp）又は電話で連絡してください。なおこの場合、当該の学生については公欠扱いとなります。  
各担当係の電話番号は、0742-20に続いて、次の番号です。

文学部係 3328 理学部係 3257 生活環境学部係 3498 大学院係 3911 学務係 3233

大学に連絡する項目については、保健管理センターのホームページに掲載している受付票を参照してください。

保健管理センターホームページ <https://blog.canpan.info/narahokekan2/archive/84>

#### II. 海外から渡日・帰国する本学学生及び教職員に関する取扱いについて

1. 本学では、以下に該当する者について、当該感染症の症状の有無に関わらず出席・出勤停止とし、自宅待機を命ずることとしました。

①外務省 感染症危険情報により「感染症危険レベル3」と指定された国・地域からの帰国・渡日者

②外務省 感染症危険情報により「感染症危険レベル2」と指定された国・地域からの帰国・渡日者

(参考) 外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省「感染症危険情報」とは？ [https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen\\_risk.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html)

▷自宅待機を命ずる期間：日本への帰国日から起算して14日間

※上記該当者は、空港から自宅までの公共交通機関を使用しないことが要請されています。ご自身で移動手段を確保する必要がありますのでご注意ください。なお、基準を満たすハイヤーによる移動について利用が可能です。詳しくは、下記HPにより確認してください。

(参考) 厚生労働省ホームページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00020.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00020.html)

※在留資格認定証明書について、感染症の感染が拡大している状況を鑑み、通常は「3ヶ月間」有効な在留資格認知証明書を、当面の間「6ヶ月間」有効なものとして取り扱うことになりました。詳しくは、下記HPにより確認してください。

(参考) 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf>

③日本国内外において、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触があったと判断される者

▷自宅待機を命ずる期間：接触があったと判断される日から起算して14日間

・上記の該当者は本学保健管理センターに連絡するとともに、発熱・呼吸器症状がある場合は、速やかに最寄りの帰国者・接触者相談センターに連絡してください。

◇奈良女子大学 保健管理センター 0742-20-3782

◇奈良県庁 帰国者・接触者相談センター 0742-27-1132

・該当する教職員について、上記の自宅待機の期間中は職務専念義務免除として取り扱います。

・該当する学生の出席や試験などについては公欠の対象となります。質問等があれば学務課各担当係にメール（gakumuka@cc.nara-wu.ac.jp）又は電話で相談してください。

電話番号は、0742-20に続いて、次の番号です。

文学部係 3328 理学部係 3257 生活環境学部係 3498 大学院係 3911 学務係 3233

2. 上記①②に該当する地域から渡日する令和2年4月入学生の措置は個別に対応しますので、国際課留学生係にメール（ryugakusei@cc.nara-wu.ac.jp）で相談してください。
3. 「感染症危険レベル1」と指定された国・地域からの帰国者は、症状の有無に関わらず保健管理センターに速やかに連絡してください。なお、出席・出勤は症状がなければ可としますが、2週間の健康観察が必要ですので、保健管理センターに相談してください。
4. その他の国・地域からの帰国者については2週間の健康観察を推奨しています。
5. 不安や心配がある場合は、保健管理センターに相談してください。

### III. 海外渡航（私事渡航を含む）について

学生及び教職員の海外渡航（私事渡航を含む）の取扱いは以下のとおりですので、必要な届出を行ってください。なお、感染症危険レベルは状況により変更されますので、定期的に以下のHPにより確認してください。

（参考）外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

#### ①「感染症危険レベル2」以上に指定された国・地域への渡航

学生、教職員ともに渡航しないでください。

#### ②「感染症危険レベル1」に指定された国・地域への渡航

学生は原則渡航しないでください。教職員は不要不急の渡航は自粛してください。やむを得ず渡航が必要な場合は、以下の点について留意してください。

- ・公私に関わらず渡航先での連絡先を職場・家族・友人に必ず知らせていてください。
- ・健康保険や、感染症治療に対応する旅行保険等に必ず加入してください。
- ・外務省の渡航登録サービス（たびレジ）へ必ず登録し、渡航中は、現地の感染症に関する情報の収集を心がけてください。
- ・帰国後は体調の変化に十分注意してください。

#### ③その他の国・地域

学生、教職員ともに不要不急の渡航は自粛してください。やむを得ず渡航が必要な場合は、上記②の留意事項に従ってください。

### IV. 海外からの研究者等の受入について

海外からの研究者等の受入については、以下のとおりとします。

- ①「感染症危険レベル2」以上の国・地域からの研究者等の受入については中止又は延期してください。
- ②「感染症危険レベル1」及び感染症危険情報が出されていない国・地域からの研究者等の受入についてもやむを得ない場合を除き、中止又は延期を検討してください。

### V. 国内旅行及び出張について

不要不急の帰省や旅行など現在の居住地域を越えての移動は行わないでください。

不要不急の出張は控えてください。

## VI. 学生の入構について

学部学生の不要不急の入構は極力控えてください。（※教育研究活動のための入構は可能です。）

入構に際しては、必ず学生証を携帯し、マスクを着用してください。

〈入構方法について〉

- ・正門は、大門は終日施錠し、通用門は午前8時～午後6時まで開放します。入構の際には守衛員に学生証を提示してください。
- ・東門は、守衛員が立哨している午前8時～午後6時まで開放します。入構の際には守衛員に学生証を提示してください。
- ・西門及び南門は終日施錠します。（※学生証による解錠・入構はできません。）

## VII. 課外活動について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、課外活動団体・サークルでの活動（練習、対外試合、合宿、遠征等）や集会（食事会、飲み会等）、新歓行事や対面での勧誘に際しては、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための奈良女子大学の行動指標に基づいた諸活動について」（<http://www.narawu.ac.jp/nwu/news/coronavirus/>）に基づき当面コロナウイルスが収束するまで（「フェーズ2～4」の間）は、全面禁止とします。

## VIII. イベント等開催に関する取扱いについて

大学主催及び他機関との共催によるイベントや集会のうち、開催の必要性があり、かつ少人数（50人程度以下）のものは、以下の感染防止対策の徹底を条件に、開催を認めます。ただし、飲食を伴うイベントや集会については、中止または延期してください。また、その他のイベントや集会は、引き続き、中止、延期または規模縮小等の検討を要請します。

- i 「3つの密（密閉、密集、密接）」の回避の徹底
- ii 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- iii 適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられていること
- iv イベント前後や休憩時間などの交流を極力控えるように呼びかけること

## IX. 教職員の就業等について

### 1. 職務専念義務の免除について

上述の「I. 感染予防対策等 3. 登校・出勤の基準について」において、出勤を控える期間に該当する場合、保健所等において新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者と診断された場合、または、感染症危険レベルが2以上の国・地域からの帰国・渡国者に該当し、就業が制限され業務に従事できない教職員については、職務専念義務免除として取り扱います。

### 2. 休業手当の支給について

附属学校の休校やカウンセリングの中止などに伴い、休業しなくてはならなくなつた教職員（非常勤講師や非常勤職員等）については、労働基準法に基づき賃金の100分の60の休業手当を支給します。

### 3. 特別休暇の取得について

新型コロナウイルス感染症に伴う小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等の臨時休校や受入制限によ

り、子供の世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる教職員については、その期間、有給の特別休暇を取得可能とします。

#### 4. テレワーク及び時差通勤について

- ①緊急事態宣言が解除されても、引き続き自治体から在宅勤務の要請が継続されている地域在住者等で、自宅の執務環境・セキュリティ環境がいずれも適正であり、通常勤務時と同様の勤務成果が見込めると所属長が認める者については、テレワークを可能とします。
- ②妊娠中の女性職員が、保健指導又は健康診断に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等から指導を受けた場合は、母性健康管理措置(テレワーク等)について対応を検討いたしますので人事企画係へ相談ください。
- ③公共交通機関を利用している教職員については、新型コロナウイルス感染症の感染予防を目的とする混雑回避のため、所属長の了承を得たうえで時差通勤を可能とします。

### X. その他

1. 大学構内(生協食堂含む)への学外者(※関係(業)者を除く。)の不要不急の入構を制限します。
2. 10名以上集まる会合をする場合は、マスクの着用、こまめな換気等衛生管理の徹底を心掛けてください。
3. 会議等の開催については、不要不急なものは中止または延期し、「3つの密」を避けるための対処を徹底したうえで開催してください。また、遠隔会議システムも活用してください。
4. やむを得ず就職活動やキャリア関係のイベント参加や、アルバイトに従事する際は、マスクを着用するなど衛生管理の徹底を心掛けてください。